

京都駅における臨時交通案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務 業務委託仕様書

1 業務の概要

(1) 業務の名称

京都駅における臨時交通案内所の設置等による観光客の案内・誘導業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 業務の目的

京都駅は本市最大のターミナル駅であり、特にハイシーズンには多くの観光客等が利用される。京都駅と観光地を結ぶ一部バス路線に観光客が集中することにより、京都市民の通勤・通学や通院などの生活利用に影響が発生していることから、日常生活を中心とした市民利用の多いバス路線の混雑緩和・利用環境向上を図る必要がある。

本事業では、多言語（日英中韓）対応可能な臨時交通案内所の開設等により、京都駅から観光地へ移動する観光客を、地下鉄をはじめとする鉄道・観光特急バスなど、大量輸送可能な公共交通機関に案内・誘導するとともに、大型手荷物を持った観光客を、臨時手荷物配送・預かり所※等に誘導することについて、委託するものである。

※ 臨時手荷物配送・預かり所の設置については、本業務には含まない。

2 委託業務の内容

(1) 臨時交通案内所の設置

ア 設置場所

京都駅前広場（中央改札口前）



イ 設置日時

令和7年11月22日（土）、23日（日）、24日（月休）、
29日（土）、30日（日）、12月6日（土）、7日（日）、
令和8年3月20日（金祝）、21日（土）、22日（日）、27日（金）、
28日（土）、29日（日）、30日（月）の合計14日間
時間はいずれも9時～17時

ウ 実施内容

- ・ 京都駅前広場の所定の場所（詳細は別紙1－2参照）にテント、看板等を用いて臨時交通案内所を設置すること。
- ・ 臨時交通案内所には、合計5名以上のスタッフを配置し、日本語・英語・中国語（北京語）・韓国語に対応できる窓口を設置すること。
- ・ 案内実績（案内・誘導を行った時間帯及び国・地域別対応人数、内容等）を把握すること。
- ・ 臨時交通案内所では、本市が発行するチラシやポスター等も活用しながら、観光客を、地下鉄をはじめとする鉄道・観光特急バスなど、大量輸送可能な公共交通機関に案内・誘導するとともに、大型手荷物を持った観光客を、臨時手荷物配送・預かり所*等へ誘導すること。

※ 臨時手荷物配送・預かり所の開設日は、令和7年11月23日（日）、
24日（月休）、29日（土）、30日（日）、12月6日（土）、
7日（日）、令和8年3月20日（金祝）、21日（土）、22日（日）、
27日（金）、28日（土）、29日（日）、30日（月）の合計13日間
を予定。

開設時間はいずれも9時～20時を予定。

エ 留意事項

- ・ 京都駅ビル開発株式会社（京都駅前広場管理者）の「京都駅ビル広場等の使用について」（別紙1－3）を遵守すること。
設置に当たっては、必要に応じて京都駅ビル開発株式会社等と調整を行うこと。
- ・ 京都駅前広場の利用に当たって必要な経費（会場管理費、管理立ち会い費、夜間警備費等）1,275,817円（税込）については、本業務の費用に含み、株式会社JR西日本コミュニケーションズへ支払うこと。ただし、費用を支払う際に生じる諸経費（銀行の振込手数料等）は、受託者負担とする。
- ・ 雨天時も臨時交通案内所を設置すること。ただし、各種警報・特別警報が発表される場合などの荒天のほか、京都駅ビル開発株式会社から中止要請があった場合は、その時点で中止とする。その際の委託金額の変更については、双方協議するものとする。

- ・ ホテルグランヴィア京都前に設置予定の臨時手荷物配送・預かり所と適宜連携すること。
- ・ 必要に応じて、スタッフに対し研修等を実施すること。また、案内に際してスタッフが必要とする物品についても手配すること。
- ・ 公共交通機関の利用案内に十分な知識を習熟のうえ、案内を実施すること。

(2) 誘導スタッフの配置

ア 配置場所

- ① 新幹線京都駅コンコース
- ② J R 京都駅中央改札口付近
- ③ 臨時手荷物配送・預かり所付近
- ④ 京都駅全体の巡回

イ 実施日時

実施日は、③「臨時手荷物配送・預かり所付近」以外は、(1)イ「設置日時」と同日。

③「臨時手荷物配送・預かり所付近」のみ、(1)イ「設置日時」の日程から令和7年11月22日(土)を除いた13日間。

実施時間は以下のとおり。

- ①新幹線京都駅コンコース : 9時～13時
- ②J R 京都駅中央改札口付近 : 9時～14時
- ③臨時手荷物配送・預かり所付近 : 9時～14時
- ④京都駅全体の巡回 : 9時～14時

ウ 実施内容

①新幹線京都駅コンコース

日常会話レベルの英語を話せるスタッフを4名以上配置し、新幹線京都駅コンコース内の観光客に、地下鉄利用等を促すとともに、新幹線八条口に誘導すること。

また、大型手荷物を持った観光客を、手荷物預かり所等へ誘導すること。

②J R 京都駅中央改札口付近

日常会話レベルの英語・中国語(北京語)・韓国語を話せるスタッフをそれぞれ1名以上配置し、観光客を、観光特急バス・地下鉄など、最適な公共交通機関に案内・誘導するとともに、大型手荷物を持った観光客を、臨時手荷物配送・預かり所等へ誘導すること。

③臨時手荷物配送・預かり所付近

日常会話レベルの英語・中国語(北京語)・韓国語を話せるスタッフ

をそれぞれ1名以上配置し、臨時手荷物配送・預かり所を利用した観光客を、観光特急バス・地下鉄など、最適な公共交通機関に案内・誘導すること。

④京都駅全体の巡回

京都駅全体を巡回するスタッフを1名以上配置し、バス乗り場、タクシー乗り場、ロッカー等の状況を確認し、臨時交通案内所スタッフや他の誘導スタッフに情報共有を行うこと。

※ ①～④の各配置場所において、案内実績（案内・誘導を行った時間帯及び国・地域別対応人数、内容等）を把握すること。

エ 留意事項

- ・ 実施に当たっては、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び京都駅ビル開発株式会社の指示に従うこと。
- ・ （１）臨時交通案内所の設置が中止となった場合は、併せて中止とする。その際の委託金額の変更については、双方協議するものとする。
- ・ 必要に応じて、スタッフに対し研修等を実施すること。また、案内・情報共有に際してスタッフが必要とする物品についても手配すること。
- ・ 公共交通機関の利用案内に十分な知識を習熟のうえ、案内を実施すること。

3 委託業務の進行等

（１）業務の打ち合わせ

業務の打合せは必要に応じて適宜行うものとするが、第1回及び業務の主要な段階においては、全体業務を統括する者が出席するものとする。

（２）協議事項

- ア 事業実施の調整過程においては、適宜本市と情報共有し、本市による指示の機会を設けること。
- イ 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度本市と協議のうえ、決定するものとする。
- ウ 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

（３）成果物

成果物は、以下のものを令和8年3月31日までに提出するものとする。

- ・ 事業報告書（A4判）… 3部

- ・ 事業報告書電子データ

4 支払方法

委託業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

5 その他

(1) 秘密保持義務

本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。

(3) 著作権の取扱い

ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で利用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。

ウ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。

エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。